

こんいんとどけ

婚姻届 のこと

けっこん
(結婚する どちらかが 日本人の とき)

※2人とも 外国籍の 人の ときは、それぞれの 在日大使館、領事館 に きいて ください。

○ 婚姻届の 出し方

けっこん
結婚した ときに、市区町村の 役所に 出します。



日本の 方式で 結婚した ときは、日本に 住む 外国籍の 人も 婚姻届を 出します。

婚姻届に よって、外国籍の 人が 日本の 国籍を とることは ありません。

日本人と 結婚したとき、在留資格を「日本人の配偶者」に 変えたい 人は、出入国在留

管理局に 相談してください。

出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター

0570-013904

(IP, 海外 : 03-5796-7112)

結婚した ときは、国籍がある あなたの 出身国にも 知らせて ください。

手続きの 方法は 大使館か、領事館に 聞いてください。

結婚に 必要な 条件は、国に よって 違います。日本人は 日本の 届け出の 条件に

従います。

外国籍の 人は、出身の 国の 条件に 従います。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

(1) 届ける 時： いつでも

(2) 届ける 人： 結婚する 2人

(3) 届ける 所： 2人のうち、どちらか1人の 住所がある所 または 本籍がある所の

市区町村 の 役所

(届ける 場所)

西宮市役所 市民課

0798-35-3128

各支所、サービスセンター (土・日・祝は受付していません)

アクタ西宮ステーション

(4) 必要な 書類のこと

① 婚姻届書

役所などに あります。この 書類には、結婚を 証明する 人 (= 証人 といいます)

が、サイン (サイン = 署名) して、印鑑を 押します。証人は、20歳以上の 人 2人です。

② 戸籍全部事項証明書

日本人は 必要です。

③ 婚姻要件具備証明書

外国人は 必要です。

結婚する ための 条件に あっている ことを 証明します。大使館、領事館が 出します。

外国語で 書いて あるときは、日本語に 翻訳した 書類を 一緒に 持ってきて ください。

大使館、領事館が、この書類を 出さない 場合は、日本語が わかる人と 一緒に 住んでい

せいかつ の いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

しくちょうそん やくしよ しゃくしよ ほうむしようれんらく りゆう
 る市区町村の役所に 行って ください。市役所から 法務省に 連絡して 理由を きき
 ます。

こくせき しょうめい しょうい
 ④ 国籍を 証明する 書類

パスポート（ばすぽーと）など

ほんにん かくにん しょうい うんてんめんきょしょう ばすぽーと
 ⑤ 本人 であるかを 確認できる 書類（運転免許証、パスポートなど）

しくちょうそん もう こ もう こ ほうほう きーびす しゆるい なまえ ちが
 ※ 市区町村に よって、申し込む ところ、申し込む 方法、サービスの種類、名前が 違う こ
 とがあります。

くわ にほんご いっしょ き くだ
 ※ 詳しいことは、日本語が わかる ひとと 一緒に聞いて下さい